

習志野市選挙管理委員会議事録

令和5年度 第9回臨時選挙管理委員会

○開催日

令和5年5月9日(火)午後5時30分～午後6時00分

○場所

市役所2階4会議室

○委員

4名中「出席4名」「欠席0名」

役職	氏名	出欠	備考
委員長	染 谷 雅 美	出席	
委員長職務代理者	中 野 隆	出席	
委員	上 條 寿 美	出席	
委員	樋 上 雅 昭	出席	議事録署名

○付議事項と審議結果

上程2件中「可決2件」「否決0件」「審議未了0件」

付議事項	審議結果
議案第15号 令和5年4月23日執行習志野市議会議員一般選挙に係る 選挙の効力に関する異議の申出に対する決定について	可決
議案第16号 収支報告書の要旨の公表について	可決

< 発 言 要 旨 >

【委員長】

只今より、令和5年度選挙管理委員会第9回臨時会を開会いたします。

会議録署名委員は、選挙管理委員会規程第10条の規定により樋上委員を指名いたします。

本日の議題は、お手元に配布しております次第のとおり、議題 2件であります。それでは、早速議題に入ります。

議案第15号は令和5年4月23日執行習志野市議会議員一般選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出に対する決定についてです。

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

事務局より経過を説明し、決定書案を読み上げる。

【委員】

改めて確認するが、申出書が提出されたのはいつか。

【事務局】

(資料提出時の記録を元に説明)

異議申出書が提出されたのは、5 月 4 日。本人から選挙管理委員会事務局の窓口、提出があった。

その後、翌 5 月 5 日に本人から連絡があり、本人が選挙管理委員会事務局の窓口で追記をした。また、同申出書に誤記があったことから、追記の際に補正させ、最終的に 5 月 5 日に受理をした。

【委員】

どれぐらいの時間をかけてこの異議申出に対する決定をする必要があるのか。

【事務局】

決定は、公職選挙法の 213 条で、申出を受理した日から、30 日以内にこれをするよう努めなければならないとされている。

【委員】

30 日以内ということだが、申出の主張のような事実がないことは明白であり、特に時間をかけて審議する必要はないと思うが、他の委員はいかがか。

【委員】

同意見である。この決定書案の通り、申し出の主張は単なる憶測だと考える。

選挙を無効にする、票を数え直す理由にはならないと思われる。

【委員長】

その他何か、いかがでしょうか。

(なしと言う声)

なければ、私から。今後の手続きの流れについて説明してほしい。

【事務局】

異議申出に対して、本日決定をしていただけたら、決定書の交付を文書で行い、併せて、決定書の告示をする。

公職選挙法 202 条第 2 項の規定により、この決定に不服がある場合、文書で、交付を受けた日、または、告示の日から 21 日以内に、千葉県選挙管理委員会に対して、審査の申立ができる。

さらに不服がある場合には、同じく公職選挙法 203 条によって、その裁決を受けた日から 30 日以内に、高等裁判所に訴訟の提起ができるといった流れになる。

なお、争訟が続くと、その結果が確定されるまでの間は、選挙の効力も確定しない。

そのため、供託金の返還の手続きなども一時保留という形になる。

【委員長】

只今の事務局説明も含め、他に質疑ありますか。

(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(なしと言う声) ないので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第16号は 収支報告書の要旨の公表について です。
事務局より説明をお願いします。

【事務局】

事務局より議案第16号の説明を行う。

【委員】

収支がすべて0という候補者がいるが、どういうことか。

【事務局】

選挙運動費用がかかっていないということになる。

【委員】

その他の収入とはどういうものか。

【事務局】

自己資金などになる。

【委員長】

只今の事務局説明について、他に質疑ありますか。

(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(なしと言う声) ないので、原案のとおり決定いたします。

それでは、以上をもちまして

選挙管理委員会第9回臨時会を閉会いたします。